

2026 年 9 月 2 日

事業性融資をご利用のお客さま 各位

株式会社 北海道銀行

事業性融資の完済後における契約書類等のお取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

北海道銀行では、事業性融資の完済時に契約書類等をお客さまへご返却しておりますが、2026 年 10 月 1 日以後に完済となる事業性融資から、契約書類等の一律返却を取りやめ、一部の書類を除き、原則として一定期間当行で保管した後、廃棄する取扱いに変更いたします。

当行で保管する書類のうち返却対象となる書類について、ご返却を希望される場合は、契約終了（完済）日から 1 年以内に、お取引店までお申し出ください。

何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 対象

契約締結日にかかわらず、2026 年 10 月 1 日以後に完済となる事業性融資

3. 内容

完済時に返却している金銭消費貸借契約証書・保証に関する契約書類等について、原則として完済時に返却せず、一定期間当行で保管した後、廃棄いたします。

4. 対象外となる書類

担保に関する契約書類、代理貸付に関する契約書類等は対象外とし、これまでどおり返却または交付いたします。

5. 契約書類等のご返却をご希望の場合

当行で保管する書類のうち返却対象となる書類については、ご契約終了（完済）日から 1 年以内に、お取引店までお申し出ください。

なお、書類の種類等により、ご返却の対象とならないものがあります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

お取引店までお問い合わせください。

以 上